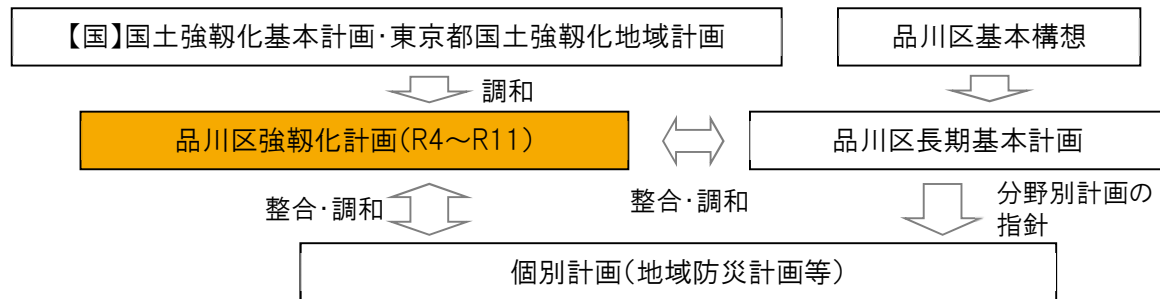


# 品川区強靱化計画【概要版】

## 計画の背景・位置づけ

- 平成25年12月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定(平成30年12月改定)され、強靱な国づくりが進められています。東京都においても、平成28年に「東京都国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を推進しています。
- 本区においても、いつ起こるか分からない大規模な自然災害等から、区民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「品川区強靱化計画」(以下「本計画」という。)を策定します。
- 本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「東京都国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、「品川区長期基本計画」とも整合を図ります。また、本区の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、個別計画と整合・調和を図ります。



## 計画の目標

- 本計画では、国および都の計画との調和を図り、「基本目標」と基本目標を具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定します。

基本目標	事前に備えるべき目標
I 人命の保護が最大限図られること II 区および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III 区民の財産および公共施設に係る被害の最小化 IV 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する 3 必要不可欠な行政機能は確保する 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する 5 経済活動を機能不全に陥らせない 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 脆弱性の評価

- 国および都の計画と調和を図りつつ、本区の状況に応じて、目標の妨げとなる37のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を設定し、リスクシナリオを回避するための現状分析・評価を行いました。

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価の結果のポイント
1. 「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現に向けた複合的・長期的視点 2. ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ 3. 多様な主体との連携

## 施策分野別の対応方策

- 脆弱性評価の結果に基づき、7つの個別施策分野と2つの横断的施策分野における強靱化を推進するための対応方策を次のとおり定め、各分野における取組みを進めます。

施策分野	対応方策	
個別施策分野	①防災	●区民への防災意識啓発 ●防災機能(消火栓等)の整備、備蓄倉庫における消防用具・生活用品の拡充 ●非常用物資の備蓄促進 ●関係行政機関等との連携体制の整備 ●被災者の生活再建支援 ●防災・避難拠点などの整備 ●区の業務継続に必要な体制の整備 ●防犯活動の推進 ●家具類の転倒防止対策
	②健康・医療・福祉	●災害医療体制の整備 ●感染症対策の推進 ●バリアフリー化の推進 ●子育て支援の充実 ●要配慮者避難対策の推進 ●社会福祉施設等の整備・機能強化 ●福祉サービスの充実
	③情報通信	●行政情報基盤の防災機能の強化 ●災害情報の収集・発信体制の整備
	④経済・産業	●事業者の事業継続計画(BCP)策定支援 ●企業の基盤強化の促進 ●港湾地域における防災対策の推進
	⑤教育・文化	●学校施設の整備推進 ●生涯学習における防災学習の推進 ●男女共同参画による防災体制の確立 ●防災教育の充実 ●文化財の保護
	⑥環境・エネルギー	●エネルギーの調達、供給体制の整備 ●災害廃棄物処理体制の整備 ●自立・分散型エネルギーシステムの導入支援 ●有害物質等対策の推進
	⑦都市・交通	●建物の不燃化・耐震化の促進 ●がけ・擁壁の安全対策の推進 ●広域避難場所周辺および特定整備路線沿線における不燃化の促進 ●地区防災道路・避難道路の整備 ●区営住宅等の長寿命化と計画的な建て替え ●マンションの適正管理支援の推進 ●計画的な土地利用・各種整備事業の推進 ●無電柱化の推進 ●生活道路の整備 ●緊急輸送体制の整備 ●地籍調査の実施 ●河川・運河の整備 ●上水道の防災対策の推進 ●コンクリートブロック塀等の安全対策の推進 ●木造住宅密集地域における老朽建物の除却 ●空き家対策の推進 ●住環境の改善の支援
横断的施策分野	⑧地域連携	●防災区民組織への支援、人材の育成 ●区民避難所運営の支援強化 ●帰宅困難者対策の推進 ●災害時応援協定締結団体等との連携強化 ●人的支援受け入れ体制の整備 ●協働・コミュニティ活動の推進
	⑨施設管理	●公共施設等計画の推進

## 計画の推進と進捗管理

- 本計画の推進にあたっては、本区の各部局間の連携はもとより、国、都、近隣自治体、防災関係機関、区民、民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取り組み等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとします。
- 本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、KPI等を中心に進捗状況を把握しながら、PDCAサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図ります。また、本区を取り巻く環境や社会状況の変化等により、必要に応じて本計画の見直しについても検討します。

